

防ぼう高齢者虐待



※このリーフレットは、市ホームページからダウンロードが出来ます。

◇養護者に介護疲れやつらい様子がうかがえる
高齢者の権利擁護と成年後見制度などの利用

介護サービスを適切に利用することや各種制度を活用することは、介護負担を防ぎ高齢者が安全に生活するために重要で、成年後見制度もその手段の一つです。

高齢になると、認知機能の低下などにより判断能力が衰え、生活に必要な契約や金銭管理が難しくなることがあります。

例えば、

◇家賃や預貯金の管理が出来なくなってきた

◇介護サービスの利用が必要だが、本人には契約をすることが出来ない

◇悪質商法の経済的被害を受けた
 このような問題をそのままにしておくと、後々金銭トラブルや消費者被害、高齢者虐待など大きな問題につながる可能性があります。

そこで、高齢者と一緒に金銭管理や代理契約を行う人を選任する制度があります。このような人を「後見人」と言います。

成年後見人が決まるまで

後見人の選任は、家庭裁判所に申し立てを行って手続きをします。

●申し立てができる人 本人や配偶

者、4親等以内の親族
 ※司法書士などが手続きをする場合は、別に契約が必要

※親族がいなければ、市長による申し立ても出来ます。

●費用 成年後見用診断書作成料、申立手数料、登記手数料など

●申請方法 家庭裁判所所定の申立書と必要書類を提出

●選任 家庭裁判所で審査し、適切な人を後見人に選任

※申し立てから選任までには数カ月かかることがあります。

成年後見人申し立ての相談

地域包括支援センターや在宅介護支援センターで、成年後見制度に関することや、申立方法などの相談が出来ます。左記まで問い合わせてください。来所の際は事前連絡をしてください。

●問い合わせ先

◇すこやか長寿課地域包括支援センター

☎(501)2306

◇南在宅介護支援センター

☎(589)2632

◇中央在宅介護支援センター

☎(595)6802

◇(東)悠生園在宅介護支援センター

☎(504)5858

◇北在宅介護支援センター

☎(501)3838

皆さんの意見を募集します

パブリック・コメント

大野城市空き家等対策計画(案)

本市における空き家等対策を総合的かつ効率的に推進するために策定するものであり、本市の空き家等対策の基礎となるものです。

●閲覧・意見提出期間 3月22日(水)～4月20日(木)(必着)

●閲覧場所

◇市役所1階ホール

◇安全安心課(市役所2階)

◇行政資料室(市役所3階)

◇各コミュニティセンター

◇まどかぴあ図書館

◇市ホームページ

●提出方法

意見記入用紙(閲覧場所で配布または、市ホームページからダウンロード)に記入の上、郵送、FAX、メールで提出、または提案箱(閲覧場所に設置)に投函

※電話での意見は受け付けません。

※寄せられた意見は氏名などを除いて、まとめた上で意見の概要および市の考え方とともに公表します。

●提出と問い合わせ先

安全安心課生活安全担当

☎(580)1897

☎(572)8432

✉daijizen@city.onojo.fukuoka.jp